

平成25年定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(請願説明)

- 1 請願第12号「県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めることについて」の処理経過 …… 1、(別添1)

(所管事項説明)

- 2 「平成25年版成果レポート(案)」について …… (別添2)
- 3 県産農林水産物等の販路拡大について …… 3、(別添3)
- 4 園芸振興の取組について …… 4、(別添4)
- 5 農福連携の取組について …… 6、(別添5)
- 6 みえ森と緑の県民税について …… 7、(別添6)
- 7 資源管理・漁業経営安定対策について …… 8、(別添7)
- 8 各種審議会等の審議状況の報告について …… 10

平成25年6月
農林水産部

1 請願第12号「県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めることについて」の処理経過

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成24年第1回定例会	請願第12号	<p>県産材の利用拡大に向けた支援制度の創設を求めることについて</p> <p>(要旨) 三重県の森林の約6割を占める人工林のうち、その半数はおおむね50年生以上の木材として利用可能な時期を迎えつつあります。このため、県の森林・林業の再生を図るためには、木材の供給体制を整備するだけでなく、県産材の需要喚起策、いわゆる出口対策に重点を置いた施策を講じることが必要です。中でも、スギノアカネトラカミキリの食害を受けた木材のうち、被害が軽微で「三重の木」と同等の品質を備えた「あかね材」の利用を進めることは、「あかね材」が過度に利用価値の低い材として森林内に放置されることを防ぐことにつながり、自然素材である木材の有効利用の観点からも重要なことです。</p> <p>このため、品質・性能の確かな県産材である「三重の木」及び「あかね材」の住宅及び公共建築物への利用拡大に向けた支援制度の創設を求め、請願します。</p> <p>(理由) 住宅分野における「三重の木」及び「あかね材」の利用拡大に向けては、両木材製品の主要な需用者である地域の工務店等のニーズに対応した木材の供給体制を整備するとともに、消費者が乾燥度合いなど木材の品質や産地の情報を知った上で、安心して納得のいく住宅を取得できるようにしていくことが必要です。</p> <p>このため、製材工場と地域の工務店等が連携して行う両木材製品の利用促進の取組に</p>	<p>(これまでの取組) 住宅への利用については、平成17年度から20年度まで「三重の木」を使用した住宅建築に対して補助するとともに、平成21年度からは「三重の木」認証事業者が行う取組に支援しています。</p> <p>平成23年度は、国の緊急総合経済対策の一環として、一定量の「三重の木」や「あかね材」を使用した住宅150戸に対し補助しました。平成24年度は、モデルハウス等に「あかね材」を利用してPRする民間企業の取組を支援しました。</p> <p>また、県内金融機関の協力により、「三重の木」や「あかね材」を使用した住宅ローンの金利低減を平成24年度は84件実施していただきました。</p> <p>公共建築物への利用については、平成22年度に「みえ公共建築物等木材利用方針」を策定し、関係部局に三重の木等の利用を働きかけ、県自らが整備する建物に積極的に利用しました。</p> <p>さらに、市町に対しても「木材利用方針」の策定を働きかけ、これまで16市町で策定されました。また、平成23年度から毎年「木材利用事例集」を作成し、市町や私立高校等に対して三重の木等の利用を働きかけました。</p> <p>(今年度の取組) 住宅への利用については、新たに国が実施する木造住宅等の購入等にポイントを付与する制度(「木材利用ポイント」事業)を活用し、「三重の木」、「あかね材」等の利用拡大に取り組みます。</p> <p>また、引き続き「三重の木」のPRを行う認証事業者や、モデルハウス等に「あかね材」を利用してPRする民間企業の取組を支援するとともに、金融機関の協力を得て住宅ローンの金利低減を実施していただきます。</p> <p>公共建築物への利用については、引き続き警察官駐在所などの県自らが整備する建物への積極的な利用や市町の「木材利用方針」の策定に向けた働きかけを</p>

	<p>対する支援措置として、建築主に対する木造住宅補助制度を創設していただきますようお願いします。</p> <p>また、県は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行を受け、平成22年12月に「みえ公共建築物等木材利用方針」を策定し、その中で県が整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、「三重の木」や「あかね材」を優先して使用することを定めました。</p> <p>つきましては、同方針の実効性を高めるため、県が整備する低層の公共建築物の木造化はもとより、木造・非木造にかかわらず、内装の木質化の実施に当たっては両木材製品を優先使用していただくとともに、特に「あかね材」については、その品質・性能等を十分ご理解いただき、公共建築物においてモデル的に使用していただくことを要望します。</p>	<p>行うとともに、森林整備加速化・林業再生基金事業により学校施設等への県産材の利用を支援してまいります。</p> <p>さらに、国の「木材利用ポイント」事業や公共建築物等の木造・木質化に対する支援が継続的に実施されるよう、国への提言等を行ってまいります。</p>
--	---	--

3 県産農林水産物等の販路拡大について

1 これまでの取組状況

「もうかる農林水産業」を推進していくためには、魅力ある県産品の販路を県内外に拡大していくことが重要です。このため首都圏を中心に国内の大都市圏や海外での販路を拡げていく取組を進めており、平成24年度には次の取組を行いました。

(1) バイヤー招へいや商談会の実施

国内では、首都圏をはじめとする大都市圏の食品事業者等10社を県内に招へいし、現地での商談や意見交換の場を設けました。

また、東京や名古屋で商談会を各1回開催し、東京では県内事業者16社から百貨店テナント事業者や飲食店35社に県産品を提案し、名古屋では39社のブース出展と172件の個別商談を行いました。

(2) 三重県フェアによる情報発信

県産品の知名度向上を図るため、首都圏の有名百貨店2店舗、高級スーパーマーケット1店舗及びレストラン2店舗、全国で事業展開している食品事業者の300店舗や名古屋のショッピングモール1店舗で三重県フェアを開催し、大都市圏の消費者へPRしました。

(3) 海外での販路開拓

海外への県産品の販路開拓をすすめるため、台湾の高級ショッピングモール等4店舗において三重県物産展を開催し、県内事業者22社の114品目を販売しました。

2 今後の取組方向

平成25年度は「みえフードイノベーション」で開発した商品や今年から選定を始めたこだわりの県産品である「みえセレクション」商品などを活用し、国内外において「食」の魅力を生かした県産品の販路拡大の取組を強化します。

(1) 大都市圏での販路開拓

雇用経済部と連携して今秋開設する首都圏営業拠点を核に県内事業者の商談や意見交換の場づくりをすすめるとともに、バイヤー招へいや展示商談会の出展等により大都市圏での販路拡大をすすめていきます。

(2) 平成おかげ参りプロジェクトの実施

神宮式年遷宮を契機とする「平成おかげ参りプロジェクト」を展開し、東京、大阪、岡山、鹿児島などの有名百貨店14店舗程度と協力して観光物産展を開催し、全国での県産品の販路拡大に取り組みます。

(3) 海外での販路開拓

三重県の国際戦略を基に昨年度に引き続き台湾で物産展を開催するとともに、タイへの輸出が始まっている「三重南紀みかん」を核に新たにタイで物産展を開催し、県産品の情報発信や販路開拓を進め、輸出促進を図っていきます。

このほか、シンガポールにおいては展示販売スペースを活用し、アセアン地域のバイヤー向け展示販売も進める予定です。

4 園芸振興の取組について

1 現状と課題

(1) 各品目における取組状況

① 野菜

指定産地7産地と特定産地18産地を対象に、野菜価格安定制度を実施しているほか、野菜産地強化計画を策定している56産地では、品質の向上や、流通コスト削減のための通いコンテナの導入、共同利用施設の整備など、計画の達成に向けた産地の取組を支援しています。

直売所を核とした産地では、地元の消費者ニーズに対応した新規品目の導入や加工品の開発に向けた支援にあたっています。

特に、イチゴについては、県育成品種「かおり野」の導入（平成24年産は11ha、いちご全体の約23%）を進めています。3月以降の品質低下が課題となっていることから、県の指針に基づく栽培方法の徹底を図っています。また、新しい需要を開拓するため、流通事業者と連携し、高糖度の新規規格商品「つぶあまかおりの」の開発に取り組んでいます。

② 果樹

果樹産地構造改革計画を策定している16産地では、低コスト高品質生産技術(ナシのジョイント栽培など)の普及や新たな品種の導入など、計画の達成に向けた産地の取組を支援しています。

特に、東紀州地域のみかん産地では、高品質果実の生産をめざして、団地型マルチドリップ栽培の導入や、県が育成した品種（みえ紀南1号～4号）への改植を進めるとともに、タイへの輸出の取組などの支援にあたっています。

③ 茶

伊勢茶の安定生産と品質向上に向け、老齢化茶園の改植や、防霜ファンの改修、茶加工施設の整備等を支援するとともに、「伊勢茶GAP」の導入を推進しています。また、知名度向上に向け、伊勢茶の特徴を生かした新たな商品(特別仕立かぶせ茶)の開発や、業界団体との連携による品評会の開催、お茶の入れ方教室などを通じたPR等に取り組んでいます。

④ 花き花木

県産花き花木の需要拡大に向け、生産者団体と連携し、品評会や植木まつりの開催、東北復興支援に資する東北地方の植木業者と連携した県産花木の販売促進、国際フラワーEXPOへの出展などへの支援、アレンジフラワー教室の開催や、小学校教員と連携した花育の推進などに取り組んでいます。

(2) 課題

果樹や茶、花き花木などを中心に、消費や需要の減少による価格低迷が続くとともに、野菜では、外食や惣菜加工などの業務需要が増加していることから、新たな販路の開拓や、実需者のニーズに即した商品の開発など、産地による需要の創出と知名度向上に向けた取組を促していく必要があります。

さらに、施設園芸については、燃油など生産資材経費が増加していることから、農家の経営安定を支援していく必要があります。

2 平成25年度取組

引き続き、これまでの取組を推進するほか、「地域活性化プラン」の取組による産地活性化に向けた気運の醸成、「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業などとの連携による加工品の開発、首都圏営業拠点を通じた販路の拡大等に取り組みます。

また、輸出や商圏外への販売や、近隣産地との連携による統一ブランド化、実需者のニーズに対応した契約栽培など、需要の創出と知名度向上に向けた産地の挑戦的な取組を支援していきます。

さらに、燃油高騰で圧迫されている施設園芸農家の経営が安定するよう、国の事業（燃油価格高騰緊急対策事業）を活用して支援していきます。

5 農福連携の取組について

1 現状と課題

(1) 現状

農業分野における障がい者雇用の推進については、農業の担い手の確保や、障がい者の新たな就労の場につながる重要な取組です。

このため、新たな農業の担い手として、福祉事業所や障がい者を位置づけ、県の関係部局で構成する「農福連携・障がい者雇用推進チーム」（以下、「チーム」という。）の活動や、平成24年度から開始した「農福連携・障がい者雇用推進事業」により、福祉事業者の農業に対する理解や農業経営体の意識の向上を図り、福祉事業所の農業参入と障がい者の農業経営体への就労を推進しています。

平成24年度末時点での福祉事業所の農業参入は17件、園芸福祉を目的とした小規模な農業参入は21件、障がい者を雇用する農業経営体は15経営体となり、障がい者が農作業の担い手として活躍する事例もでてきています。

(2) 課題

農業分野における障がい者の就労をさらに拡大させていくためには、

- ①福祉事業所において、栽培技術や経営能力、障がい者の農作業を支援する人材（農業ジョブトレーナー）が不足していること
- ②農業経営体には、障がい者を雇用することへの不安があり、障がい者とその家族には、農業就労することへの不安があること
- ③障がい者が担える農作業を年間通じて確保すること

などの課題に、市町や福祉分野の関係機関と連携して取り組む必要があります。

2 平成25年度の取組

障がい者就労をさらに促進するため、チームの活動などを通じて、

- ① 福祉事業所への栽培技術や経営支援の強化に向け、中央農業改良普及センターに農福連携推進のため担当を配置し支援にあたります。
また、農業ジョブトレーナーの育成に向け、農業大学校の履修科目に「農業と福祉」を設定し、学生の障がい者福祉に対する知識の向上を図るとともに、同校が実施する公開講座に福祉事業所職員の参加を促し、農業技術の習得などを進めます。
- ② 関係者の意識啓発や理解の醸成に向け、障がい者就労に関する意識調査などを実施し、その結果を踏まえ、適切な情報の提供や就労事例を紹介する研修会の開催などに取り組みます。
- ③ 年間を通じた農作業の確保とユニバーサル化に向け、障がい者が担える農作業をさらに拡大するための農作業のリストアップと検証、作業の分割など工程の改善を通じた現地での実践支援等に取り組みます。

6 みえ森と緑の県民税について

1 県民等への周知

(1) 平成 25 年 4 月～5 月末までの取組状況

①チラシ・ポスター等

チラシ、ポスターをコンビニエンスストアやショッピングセンター、道の駅、市町庁舎、県公共施設に配架、掲出するとともに、商工会議所等に協力を得て、会報等への記事掲載や会員へのチラシを送付しました。

②啓発物

ポケットティッシュ等の啓発物を作成し、「県民の日記念行事」や地域のまつりなどの多くの県民が集まるイベントを利用し、配布を行ないました。

③説明会・イベント

説明会やイベント等での職員による周知活動を 86 回実施しました。

特に、5 月 11 日に三重県民の森（菰野町）で開催した県民参加の植樹祭では、この税に関するブースを設け、参加者に対し周知活動を実施したところです。

④その他

県政だより 5 月号、フリーペーパー（50 万 5 千部）への掲載、FM 三重、CBC ラジオ、東海ラジオで延べ 5 回告知放送を行ないました。

また、東海テレビや毎日新聞で番組や特集記事として取り上げていただきました。

(2) 今後の取組

引き続きこれまでの周知活動を継続しつつ、新たに 6 月から各県庁舎での懸垂幕の掲出、テレビやケーブルテレビでの広報 CM の放映、主要駅でのポスターの掲示等の取組も加えていくとともに、市町の広報誌や経済団体の会報等への掲載などもお願いしながら、県民の皆さんのご理解が一層深まるようきめ細かな対応に努めてまいります。

2 市町交付金制度

市町交付金には、一定の配分ルールに基づいて各市町に交付する「基本配分枠」と、市町からの申請に基づいて交付する「特別配分枠」を設けています。

本年 5 月に市町への説明会を開催し、市町交付金制度の基本的な考え方を説明しました。

現在、市町交付金事業要領案の作成を進めており、8 月にはあらためて説明会を開催し、市町において事業計画を検討していただくこととしています。

7 資源管理・漁業経営安定対策について

1 現状

近年、漁業や漁村、水産物流通などの水産を取り巻く環境が大きく変化する中で、水産資源の多くが低位水準にあることや、燃油等価格の急激な値上がり等により漁業経営は不安定な状況に置かれています。

沿岸水域の資源状況の全国的な傾向として、特にマイワシ、マサバ、アサリなどの資源状況が低位で推移していることから、漁業生産量がピーク時に比べて半減しています。さらに、燃油等価格については、急激な円安が燃油や輸入魚粉価格の高騰を引き起こしています。

このような情勢の中、水産資源を適切に管理し、経費の高騰に対応することで漁業者が将来にわたって持続的に漁業経営を維持できる対策が不可欠となっています。

2 対策の概要

県民への水産物の安定供給を将来にわたって図るため、次の2つの対策を組み合わせた国の「漁業経営安定対策」を促進しています。

(1) 資源管理・収入安定対策

水産資源の管理・回復を図りつつ、漁業者の収入の安定を図る対策として、資源管理に取り組む漁業者が、休漁等により一定以上の減収が生じた場合に、保険制度である漁業共済等の仕組みを活用し、減収分を補てんする「資源管理・収入安定対策」を進めています。

自主的に資源管理措置等に取り組む漁業者は、漁業共済掛金等の国負担分が増額されます。

(2) 燃油等価格高騰対策

燃油や養殖の餌代等の経費高騰対策として、漁業者と国が同額の資金を積み立て、原油価格等が一定の基準を超えた場合、その超過分を漁業者に対して積立金から補てんする「漁業経営セーフティーネット構築事業」が実施されています。

なお、本年7月から、A重油価格が95円/ℓを超える場合に対しては、国の負担割合を引き上げる等の特別対策が実施される予定です。

3 取組状況

(1) 資源管理・収入安定対策

県は、漁業者に対して制度の説明や資源管理計画作成のための指導・助言を行っています。

平成25年5月末の時点で、作成した資源管理計画は22計画、563経営体、(777人)となっており、うち296経営体が漁業共済へ加入しています。

(2) 燃油等価格高騰対策

県は、三重県漁業協同組合連合会や三重県内水面漁業協同組合連合会等と連携を図り、地域における説明会などを通じて、漁業者の「漁業経営セーフティーネット構築事業」への加入を促進しています。

平成 25 年 5 月末の時点で、本県漁業者の加入は、燃油価格対策が 98 件（39,874 kl）、配合飼料価格対策が 68 件（15,192 t）となっています。

なお、平成 24 年度は、県内の漁業者に対して、燃油価格対策分に係る 1 億 7,460 万 7,460 円の支払い実績がありました。（配合餌料分についての支払い実績はありません。）

4 今後の取組方向

(1) 資源管理・収入安定対策

三重県漁業協同組合連合会及び三重県漁業共済組合等と連携し、採貝・採藻漁業や一本釣り漁業など資源管理計画を策定していない漁業種類や地域における、資源管理計画の作成に係る指導・助言を行っていくとともに、漁業共済等への加入を促進し、計画的に資源管理に取り組む漁業者の経営安定を図ってまいります。

(2) 燃油等価格高騰対策

まき網漁業や船びき網漁業等の燃油消費量の多い漁業について、「漁業経営セーフティネット構築事業」への加入促進に努めるとともに、沿岸漁業改善資金の貸付や漁業近代化資金による融資を活用した省燃油型の機器の導入等を促進します。

8 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成25年2月26日～平成25年6月3日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重ブランド認定委員会
2 開催年月日	平成25年3月12日(火)
3 委員	【委員長】三重大学 名誉教授 渡邊 明 他8名
4 諮問事項	平成24年度三重ブランド認定について
5 調査審議結果	三重ブランド認定要綱等に基づき、前回(平成25年2月21日開催)の委員会で継続審議となった四日市萬古焼2事業者の認定対象商品について、範囲を明確にした上で認定が妥当であると判断されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地方卸売市場指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成25年5月2日(木)
3 委員	【委員長】三重大学大学院 准教授 内山智裕 他4名
4 諮問事項	三重県地方卸売市場指定管理者選定に係る審査基準・配点表について
5 調査審議結果	三重県地方卸売市場の平成26年度以降の指定管理者を選定するための「審査基準・配点表」について協議し、決定されました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	平成25年5月27日(月)
3 委員	【会長】三重大学 教授 石川知明 他11名
4 諮問事項	三重県森林審議会議長の選出について
5 調査審議結果	三重県森林審議会議長(石川知明)を選出するとともに、平成25年度三重県森林・林業施策について説明を行いました。
6 備考	